

株式会社仙台港貿易促進センター定款

平成7年9月29日 定款作成

平成7年10月9日 公証人認証

平成7年11月24日創設総会決議

平成7年12月4日会社設立登記

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社仙台港貿易促進センターと称する。

英文では、Sendai Port Trade Promotion Center Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 倉庫、上屋、荷さばき場、輸入品展示、事務所等の輸入促進基盤施設の建設、
管理及び賃貸
- (2) 貿易の促進等に関する企画、調査及びコンサルタント
- (3) 貿易取引の斡旋、情報の提供及び事務手続きの代行
- (4) 衣料、食品、住宅等の輸入品の展示及び販売
- (5) 不動産及び付帯施設並びに荷役機械等機器の管理及び賃貸
- (6) 倉庫業
- (7) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (8) 翻訳、通訳サービスの提供
- (9) 出版物の企画、発行及び販売
- (10) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県仙台市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第6条 当社の発行する株式の総数は、123,520株とする。

(株券の種類)

第7条 当社の発行する株券については、株券を発行するものとし、すべて記名式とし、株券の種類は、1株券、50株券、100株券、1,000株券の4種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱い)

第9条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、株券に関する手数料、その他株式に関する取扱いについては、取締役会の定めるところによる。

(株主の住所等の届出)

第10条 当社の株主及び登録された質権者、又はその法定代理人は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 株主総会は取締役会の決議に基づき、会長がこれを招集する。

会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(提示株主総会の基準日)

第12条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(議 長)

第13条 株主総会の議長には会長があたり、会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会決議の要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主又はその法定代理人は、議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。

2 前項の場合においては、当会社に委任状を提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載し、議長と出席した取締役が記名捺印する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の数)

第17条 当社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その決議権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期終了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会)

第20条 取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、重要な業務の執行を決定する。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開くことができる。

(取締役会決議の要件)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席者の過半数をもってこれをなすものとする。

2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(代表取締役)

第23条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。

(役付取締役及び業務執行)

第24条 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から会長及び社長各1名を選任し、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

2 会長は、当社を代表し、業務を総理する。

3 社長は、当社を代表し、業務の執行を統轄する。

副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、日常の社務の処理にあたる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。

(相談役及び顧問)

第26条 取締役会の決議により相談役と顧問をおくことができる。

(取締役会規程)

第27条 その他、取締役会に関する事項については、法令及びこの定款で定める事項のほか、取締役会で別に定める取締役会規程による。

第5章 監査役

(監査役の数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第30条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬)

第31条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人選任及び解任の方法)

第32条 会計監査人の選任及び解任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第35条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載してある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載してある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第36条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則（平成10年6月15日改正）

（施行期日）

この定款の変更は、平成10年6月15日開催の定時株主総会終結の時から施行する。

附 則（平成14年6月20日改正）

（施行期日）

この定款の変更は、平成14年6月20日開催の定時株主総会終結の時から施行する。

附 則（平成18年6月21日改正）

（施行期日）

この定款の変更は、平成18年6月21日開催の定時株主総会終結の時から施行する。

附 則（平成19年6月25日改正）

（施行期日）

この定款の変更は、平成19年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から施行する。

附 則（平成27年6月18日改正）

（施行期日）

この定款の変更は、平成27年6月18日開催の定時株主総会の終結の時から施行する。